



福岡市人権尊重行事推進委員会 (29団体・順不同)

●一般社団法人福岡市保育協会 ●一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟 ●福岡市立小学校長会 ●福岡市立中学校校長会 ●福岡市立特別支援学校校長会 ●福岡市立高等学校長会
●福岡県公立高等学校長協会 ●福岡県私学協会福岡地区支部 ●福岡市自治協議会7区会長会 ●福岡市公民館館長会 ●福岡市PTA協議会 ●部落解放同盟福岡市協議会
●福岡市七区男女共同参画協議会 ●福岡市民生委員協議会 ●公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 ●NPO法人福岡市障害者関係団体協議会 ●公益財団法人福岡よこトピア国際交流財団
●福岡市人権擁護委員協議会 ●福岡商工会議所 ●福岡市企業同和問題推進協議会 ●福岡法務局 ●福岡中央労働基準監督署 ●福岡東労働基準監督署 ●福岡中央公共職業安定所
●福岡東公共職業安定所 ●福岡南公共職業安定所 ●福岡西公共職業安定所 ●福岡市 ●福岡市教育委員会

人権に関する情報提供・相談窓口

・開設曜日の記載がないものは、月～金曜日(祝日・年末年始を除く) ・開設時間の記載がないものは午前9時～午後5時の受付です。

☎=電話 📠=ファックス (いずれも市外局番の記載がない場合は092) 🌐=ホームページ ✉=E-MAIL

人権全般・同和問題

【様々な人権問題に関する相談】

■人権啓発センター(ココロンセンター)人権啓発相談室
午前10時～午後5時(正午～午後1時を除く)※相談受付は午後4時半まで
☎717-1247

■法務局みんなの人権110番

午前8時半～午後5時15分
☎0570-003-110

■法務省インターネット人権相談受付窓口

🌐<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



女性の人権

【家庭、仕事、生き方などの悩み相談】

■男女共同参画推進センターアミカス 総合相談(電話・面接(要予約)・女性相談員)

月～日曜日(第2・最終火曜日、年末年始を除く)

午前10時～午後4時半

第2・4月曜日は午後8時まで(祝休日は午後4時半まで)

☎526-3788 📠526-3766

【様々な不安を抱える女性の相談】

■つながりサポート相談室 電話相談

月・水・金曜日及び第1～4土曜日(祝休日・年末年始を除く)

午前10時～午後5時 ☎080-8511-8080

【配偶者・パートナーからの暴力(DV)に関する相談】

■配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話

午前10時～午後5時(火曜日は午後8時まで)

☎711-7030 📠711-7030

■アミカスDV相談ダイヤル

水・木曜日(年末年始を除く) 午前10時～午後4時

☎526-6070 📠526-3766

子どもの人権

【子どもや家庭、虐待に関する相談】

■こども総合相談センター(えがお館)

(24時間受付/年末年始を除く) ☎833-3000 📠832-7830

■各区保健福祉センター子育て支援課

(東 区)☎645-1082 📠631-1511 (城南区)☎833-4108 📠822-2133

(博多区)☎419-1086 📠402-2703 (早良区)☎833-4398 📠831-5723

(中央区)☎718-1106 📠771-4955 (西 区)☎895-7098 📠881-5874

(南 区)☎559-5195 📠559-5149

■児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (いち・はや・く番)

様々な人権

【性的マイノリティに関する電話相談】

■弁護士によるLGBTQ電話相談(相談無料)

第2木曜日、第4土曜日 正午～午後4時 ☎070-7655-1698

*LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングまたは
クィアの頭文字をまとめたもので、ここでは性的マイノリティの総称として使用しています。

【その他の人権問題に関する相談】

「人権全般・同和問題」に記載の相談先へお問い合わせください。

高齢者の人権

【高齢者虐待等(高齢者の権利擁護)に関する相談】

■お住いの地域を担当する「いきいきセンターふくおか」
(地域包括支援センター)または、次の各区地域保健福祉課へ

■各区保健福祉センター地域保健福祉課

(東 区)☎645-1087 📠631-2295 (城南区)☎833-4112 📠822-2133

(博多区)☎419-1099 📠402-1169 (早良区)☎833-4362 📠833-4349

(中央区)☎718-1110 📠734-1690 (西 区)☎895-7078 📠891-9894

(南 区)☎559-5132 📠559-5135

【休日・夜間高齢者虐待通報ダイヤル】

☎0800-123-9563(フリーコール)

月～金曜日 午後5時～翌日午前9時

土・日・祝日・年末年始 午前9時～翌日午前9時

障がい者の人権

【障がい者虐待に関する通報・届出の窓口】24時間365日対応

■専用ダイヤル ☎711-4496

聴覚障がいのある人は 📠738-3382

✉gyakutai@fc-swc.org

【障がい者の権利擁護・差別解消に関する相談】

■障がい者110番(身体障害者福祉協会)

月～金曜(第2・4木曜日を除く)

第2・4木曜日、正午～午後8時

その他休日年末年始は留守番電話、ファックス等で受付

☎738-0010 📠791-7687

✉shougai110@c-fukushin.or.jp

外国人の人権

【外国語での相談】

■福岡市外国人総合相談支援センター(23の言語に対応)

午前9時～午後6時(相談受付は午後5時半まで)

☎0120-66-1799(フリーダイヤル) 📠262-2700

※人権啓発センター、男女共同参画推進センターアミカス、こども総合
相談センター(えがお館)、各区保健福祉センターは電話通訳を使った
外国語での相談ができます。

HIV感染者等の人権

【HIV感染症・エイズに関する相談】

■福岡市エイズダイヤル

☎712-8391 📠406-5075

12月4日から10日は 「福岡市人権尊重週間」です

11月29日(土)～12月5日(金)には、福岡市
役所(福岡市中央区天神1-8-1)1階の多目的
スペースにおいて、「令和7年度 人権尊重作品」
の入選作品(ポスター・標語)を展示します。

■標語

「多様性 受け入れ広がる 豊かな未来」

小学6年生の作品



福岡市 人権啓発センター

(愛称:ココロンセンター)

お問い合わせ ☎717-1237 📠724-5162

🌐 ココロンセンター 福岡 🔍 検索

■ポスター・絵画



小学4年生の作品



小学6年生の作品

施設案内 図書・DVD等の閲覧・貸出など
開館時間 午前10時～午後9時
(土曜日、年内最終開館日は午後5時半まで)
休館日 日曜日、毎月最終土曜日、祝休日、年末年始
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号
所在地 福岡市健康づくりサポートセンター8階(あいれふ)



法務省委託事業

あなたの小さな思いやりが、誰もが笑顔の社会をつくります

同和問題

同和問題に関する理解を深めましょう

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

同和問題に対する誤った知識や偏見は、解決を妨げます。同和問題への理解を深め、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現しましょう。



気になる

採用面接で本人の適正や能力に関係のない質問をしています。このような質問は就職差別につながるおそれもある。

女性の人権

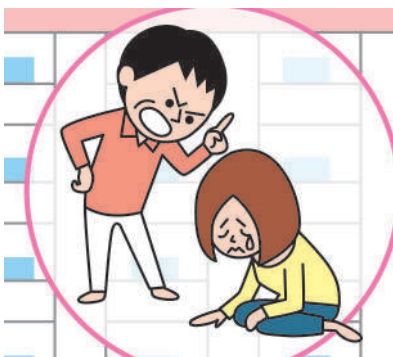
自分らしく暮らせる社会へ

「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識にとらわれず、家事・育児、介護、地域活動などにおいて責任と充実感を分かち合い、男女が共に暮らしやすい社会を実現しましょう。



やさしい

家族が協力して、いきいきと仕事や育児をしています。



気になる

※性別を問わず起こりうる問題ですが、被害者の多くは女性であるのが現状です。

配偶者等からの暴力には、精神的に追い詰められることも含みます。精神的暴力も自尊感情の低下や体調不良など、心身に大きなダメージを与えます。悩みを抱えているときは、ひとりで悩まず相談してください。

子どもの人権

すべての子どもが夢を描けるまちを

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、虐待かもと思った時などに、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号です。通話料は無料です。あなたの電話で救われる子どもがいます。



やさしい

子どもを心配した人が「189」に相談しています。

気になる

お腹をすかせた子どもが、部屋から閉め出されています。※オレンジリボンは「児童虐待防止」のシンボルマークです。



子育てや親子関係について悩んだときは、18歳未満の子どもやその保護者の方などが相談できる「親子のための相談LINE」があります。周りに相談できる人がいない、話だけでも聞いてほしいなど、ちょっとしたことで大丈夫です。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。



気になる

子どものしつけに悩んでいます。

やさしい

SNSでも相談できます。



▲親子のための相談 LINE

外国人の人権

国籍による差別のない社会に

外国人であることを理由に、危害を加えようとしたり、侮辱したりする内容などの言動は、やめましょう。

福岡市では、転入時における地域の生活ルール・マナーの説明や、相互理解の促進などに取り組んでいます。



気になる

心ない言葉に傷ついている人がいます。



やさしい

外国人に地域のルールを工夫して伝えています。

障がい者の人権

だれもが安心して暮らせる社会に

障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務が定められています。不自然な体の傷や近所から大きな声や物音がするなどの虐待のサインを見逃さず、「虐待かもしれない」と思ったらすみやかに通報をお願いします。

また、障害者差別解消法が改正されたことにより、令和6年4月1日から、事業者は障がいのある人などから社会的障壁（通行、利用しにくい施設・設備など社会における様々な障壁）を取り除いてほしいという求めがあった場合、その負担が重すぎない範囲で対応をしなければなりません。



同居の家族から暴力を振るわれ、大きな物音が...

気になる



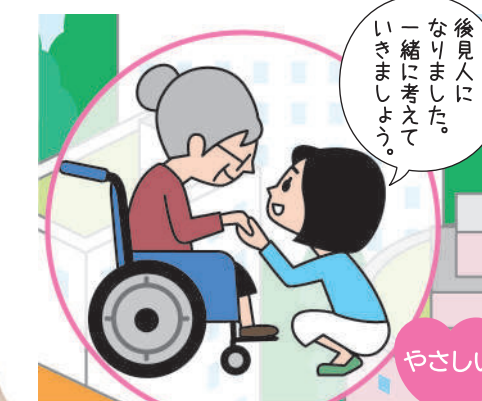
お互いの状況を理解し、建設的な対話が行われています。

やさしい

高齢者の人権

安心して地域で暮らせる社会に

成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者や障がいの生活や財産を守るための制度です。後見人は、本人の意思を尊重しつつ、法律的な支援を行います。財産管理や身上保護など、日常生活におけるさまざまな面でサポートが後見人の役割です。福岡市は市民後見人の活躍を推進しています。



やさしい

後見人と高齢者が挨拶をしています。

HIV感染者等の人権

HIV等についての正しい認識を

エイズの原因となるHIV感染は、医学の進歩によりたとえ感染しても適切な治療を受ければ、エイズの発症を防ぎ、感染していない方と同じくらい長く健康的な社会生活を送ることができます。HIVは、日常生活のなかでは感染しませんが、誤解や偏見で苦しんでいる方がいます。



気になる

HIVは日常生活では感染しないのに誤った理解で差別されています。※「レッドリボン」は、エイズに対して偏見を持っていない、エイズと共に生きる人を差別しないシンボルとされています。



様々な人権

様々な人権問題について理解や認識を深める社会に

ネットの向こう側にいるのは、ひとりの人間です。自分が同じことを言われたらどう感じるか、書き込む前に、よく考えてみましょう。



気になる

書き込みに傷ついている人がいます。

性のありようは、一人ひとりに個性があるように、その表れ方や組み合わせも人によって様々です。それぞれの人にとっての「当たり前」をお互いに受け入れ尊重し合うことが大切です。



福岡市には、性的マイノリティを支援する企業等を応援する「ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度」があります。登録企業の中には入口や店内に性的マイノリティの象徴である6色のレインボーを掲げているところもあります。

やさしい

福岡市では、互いを人生のパートナーとする一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の関係を尊重するため、福岡市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

北朝鮮による拉致問題は、発生から長い時間がたち、一日も早い解決が求められています。一人ひとりが関心を寄せ、行動していくことが、問題解決のための力になります。



拉致問題に関心を寄せ、署名活動を行うことで、解決に向けて、取り組んでいます。※ブルーリボンは、拉致被害者の方々が一日も早く帰国することを願うものです。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間12月10日～16日